

限度額適用認定について

1 制度の概要

医療機関の窓口で支払う自己負担金額が高額になった場合、限度額適用認定を受けることにより、後日、共済組合から給付される高額療養費を請求金額から差し引く制度（高額療養費の現物給付）です。

2 対象となる療養

保険適用の療養。

※ 柔道整復、鍼灸、あん摩マッサージの施術は対象外

3 限度額適用認定証の交付

共済組合に限度額適用認定申請書を提出し、限度額適用認定証の交付を受けてください。

なお、70歳に達する月の翌日以降の療養については、高齢受給者証を提示することで、高額療養費が現物給付されるため、限度額適用認定申請書の提出は原則必要ありません。

4 限度額適用認定証の記載事項変更・再交付・返納

組合員証の取扱いと同じです。また、その他注意事項については、認定証の裏面をよくお読みください。